

目 次

第3回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表） 1

第3回大宜味村議会臨時会会議録（4月24日） 3

第3回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和55年4月24日

会期1日間

閉会 昭和55年4月24日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
4月24日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第24号～議案第25号 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第3回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和55年4月24日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和55年4月24日 午前10時00分)

閉 会 (昭和55年4月24日 午後2時07分)

2. 出席議員 (12名)

2番議員 平 良 真 光 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	9番議員 松 島 重 克 君
4番議員 山 川 保 清 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
5番議員 平 良 実 君	11番議員 前 田 福 正 君
6番議員 福 地 善 雄 君	12番議員 東 武 郎 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (2名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 書 記 崎 山 勝 正 君
税 務 課 長 宮 里 盛 順 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第24号 北部広域市町村圏協議会の設置について

日程第4 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 副議長（平良真光君） 議長が健康上の都合により欠席されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が代わって議長の職務を行ないますので、よろしくお願いたします。

只今の出席議員は11名であります。

よって、昭和55年大宜味村議会第3回臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によって議長において、14番 親川富二君、3番 山城宗喜君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時1分）

再 開（午前10時11分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

6番入場。

おはかりいたします。

本臨時会の会期を本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

4番退場。（午前10時12分）

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時12分）

再 開（午前10時20分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

日程第3 議案第24号から、日程第4 議案第25号までを一括議題といたします。

順次村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第24号についてですが、地方自治法第252条の2第1項の規定により、北部広域市町村圏の振興整備に関する計画を策定し、その実施の連絡調整を図

るため別紙のとおり規約を定め、北部広域市町村圏協議会を設置したいので、議会の議決を求めます。

提案理由といたしまして、北部広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及び広域市町村圏計画に基づく事業の実施の連絡調整を図ることを目的として、本案を提案いたします。

更につけ加えて申し上げますと、去年の初めごろから広域圏につきまして設定を受けたらどうかというふうなことで、県からも説明がありまして、その後関係町村の各課長や担当者をして研究会を作りまして、いろいろ研究もしてもらったわけです。

まだ十分研究もされてないわけですが、一応、広域圏を発足させて、その中で北部地域全体の振興について研究しようというふうなことで、いわゆる、設定して走らせながら検討しようということでこのような方向になっているわけでございまして、去年の11月に北部市町村会の総会において広域圏の設定についての全体の同意がありまして、県に申請をいたしているわけでございます。

県の方におきましても、去る2月28日付けで広域圏の設定について知事の許可がありまして通知があるわけでございます。

それに基づきまして広域圏の協議会の設置をいたしまして、広域圏の事業にこれから取り組んでいこうというふうなことで、協議会の規約のご審議をお願いいたしているわけです。

内容につきましては職員をして読み上げさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議案第25号についてですが、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

提案理由といたしまして、地方税法の一部改正に伴う、個人住民税の所得割の税率適用区分に所要の調整を加え、個人均等割の税率引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化を行い、ガス税の免税点を引き上げる等、村税負担の適正合理化を図るための措置を講ずることとし、別紙のとおり村税条例の一部改正を行うものとする。

これは3月31日に国会を通過いたしまして、こちらに告示が済んだという連絡がありましたのは、5時前でございまして、議会の招集の暇がございましたので、専決処分をいたしているわけでございます。

その点、よろしく願いを申し上げますとともに、税の改正点の内容につきましては関係課をして説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 書記（崎山勝正君） 北部広域市町村圏協議会規約を読み上げます。（朗読）

○ 副議長（平良真光君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時43分）

再 開（午前10時54分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

○ 税務課長（宮里盛順君） 先程村長から専決処分の理由の説明がありましたが、その専決処分をした税条例の一部を改正する条例について、改正した部分を説明いたします。

24条は個人の村民税の非課税の範囲を改正した部分でありまして、2項の160千円が176千円に改正したということなんです。

31条の均等割の税率700円を1,000円に税率の引き上げをしたと、34条の3第1表は所得の段階区分が改正されております。そのために税率が引き上げられております。

53条の4の表は、分離課税に係る所得割の税率であります。前と同じような段階で改正されております。

99条第1項、学校というのが専修学校というように変わっております。この専修学校というのは、今まで教育法でうたっていた学校だけでありましたが、専修学校とは、例えば、調理師学校とか、和裁専門学校とか、そのような学校が適用されるということです。

附則第2条中56年度とあるのを59年度までの各年度分というように改正されています。

附則第3条第2項中、55年を58年に改めています。

附則の9条中、1,15倍以上を1,15倍以下に改めています。

13条の2ですが、前条第1項第1号又は第2号のか所を、第1号又は第2号を削除して各号に改まっています。それから2号なんです、ア、イが全面的に変わっています。

それから附則第14条第1項中、50年度からとあるのを当分の間というように改まっています。

別表第1は村民税の簡易税額表であります。

村民税の所得割の所得段階の改正がありましたので、その関係で税額が違って来ていますので、簡易早見表を全面的に改正したということです。

別表第3は退職所得に係る村民税の特別徴収税額表ですが、これも所得割の段階区分が改正されたので、早見表を全面的に改正したということです。

以上で説明終らせていただきます。

○ 副議長（平良真光君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時05分）

再 開（午後1時46分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

これより議案第24号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思いはす。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 副議長(平良真光君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第25号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 副議長(平良真光君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後1時48分)

再 開 (午後1時50分)

○ 副議長(平良真光君) 再開いたします。

これより、議案第24号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより、議案第24号、北部広域市町村圏協議会の設置について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 副議長(平良真光君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより、議案第25号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第25号、専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 副議長（平良真光君） 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時52分）

再 開（午後2時06分）

- 副議長（平良真光君） 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任することにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任されました。

以上をもって、本議会に付議された事件は全部終了いたしました。

よって、昭和55年第3回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後2時07分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会副議長 平 良 真 光

署名議員（14番） 親 川 富 二

署名議員（3番） 山 城 宗 喜